

労働管理ガイドライン

～ 練習時間などの勤務取扱い目安について ～

※上位項目を優先適用

○：勤務扱い（勤務時間外の場合は残業） △：個別ケースによる ×：勤務外扱い

	状況・場面	練習側	指導側	モデル
1	会社指示や上長指示による練習 例：マネージャーや店長、先輩などによる指示	○	○	○
2	入社後お客様に施術が行えるようになるまでの基礎練習 例：新入社員研修など	○	○	○
3	コースデビューチェック 例：お客様への施術可否の確認時間など	○	○	○
4	新コースを習得するまでの練習 例：技術チェック時間	○	○	○
5	技術見直しチェック 例：技術チェック時間	○	○	○
6	上記 1～5 に該当しない自主的な練習 例：① 何日までに習得しなければならない → ○寄り ② 技術向上や練習努力が人事考課の対象 → ○寄り ③ 資格取得が強く推奨されている環境で行う資格取得の練習 → ○寄り ④ 本人の自主性が明確である → ×寄り ⑤ 会社や上長から明示的にも黙示的にも練習を促されていない → ×寄り ⑥ 帰宅後に自宅などで行う（会社の設備や備品を使用しない） → ×寄り	△	△	△

◀ 左記参照
個別ケースによる

※個別具体的事案により異なる場合があります



労働管理ガイドライン

～ 練習時間などの勤務取扱い目安について ～ 【Q&A】

	Q.	A.
※	上位項目を優先適用とは？	1～6の状況・場面において、例えば「4 新コースを習得するまでの練習」と「6 自主的な練習」など複数に該当する場合は、上位項目の「4」を適用するということです。
	練習側とは？	練習を行う従業員のことで、正社員や契約社員、パートやアルバイトなどを問いません。
	指導側とは？	練習を行う者を指導する従業員です。
	モデルとは？	練習モデルとなる従業員や練習に同席する従業員です。
1	会社、上長とは？	会社やマネージャーや店長、先輩など、業務上の指示や命令を出す者、または承認者のことです。
	会社指示、上長指示による練習とは？	会社やマネージャーや店長、先輩などの指示や命令により行う練習のことです。例えば「練習するように」と明示的（明らかに示すこと）または黙示的な（暗黙のうちに意思や考えを表すこと）指示をされて行う練習のことです。そのため上長が「練習しないで帰って大丈夫なの？」などと黙示的に練習するよう伝えた場合も該当します。
	上長が指示していないのに、上長の指示と思い練習をしていた場合の練習終了までの扱いは？	練習が終了するまでの時間は勤務扱いとなる可能性があります。上長がその指示や命令を行っていないのであれば、そう明示したうえで練習を終了させます。
2	入社後お客様に施術が行えるようになるまでの基礎練習とは、入社後いつまでの期間を指しますか？	入社後お客様に実際に施術が行えるようになるまでの期間を指します。
	入社後に新入社員全員を対象として研修所などで行う研修も勤務扱いになりますか？	はい、勤務扱いとなります。
	習得が遅い者は残って練習することがあります。本人の問題でもありますが勤務扱いになりますか？	はい、勤務扱いとなります。
3	コースデビューチェックとは？	お客様への施術ができる水準かどうかを判定するために確認を行う時間です。
4	新コースを習得するまでの練習とは？	新たなコースを習得するための練習時間のことです。

労働管理ガイドライン

～ 練習時間などの勤務取扱い目安について ～ 【Q&A】

	Q.	A.
5	技術見直しチェックとは？	例えば、お客様から技術クレームや不満のお申し出をいただいた場合などに上長が技術確認を行う時間です。また、定期的・不定期に行う技術レベル確認時間も該当します。
6	① 何日までに習得しなければならない練習とは？	1～5 に該当せず、例えば 1 ヶ月以内にここまでできるように技術を習得しなければならないという不文律（互いに暗黙のうちに守られている約束事）がある環境下で自主的に行う練習時間のことです。
	② 技術向上や練習努力が人事考課の対象の環境下で行う練習とは？	1～5 に該当せず、技術の向上や練習努力を行っていることが人事考課の対象となる環境下で自主的に行う練習時間のことです。
	③ 資格取得が強く推奨されている環境で行う資格取得の練習とは？	資格取得が強く推奨されている環境下で自主的に行う練習時間のことです。例えば、明示的または黙示的な指示はされていないが、資格取得が強く推奨されているという不文律がある環境下で自主的に行う練習時間のことです。 ※インストラクターやトレーナーなどで、その資格取得が必要な職位の場合は「 1 会社指示や上長指示による練習 」に該当します
	④ 本人の自主性が明確である練習とは？	1～5 に該当せず、本人の自主性が明確な練習時間のことです。
	⑤ 会社や上長から明示的にも黙示的にも練習を促されていない練習とは？	会社や上長から明示的にも黙示的にも練習を促されていないなかで行う練習時間のことです。会社が勤務扱いとしないのであれば、帰らせるか、本人の自主性が明確な練習時間であることを確認した上で行います。
	⑥ 帰宅後に自宅などで行う練習とは？ (会社の設備や備品を使用しない)	帰宅後に会社の設備や備品を使用せずに自宅などで行う練習時間のことです。基本的には勤務外ですが、この場合でも 1～5 に該当する場合は勤務扱いとなる可能性があります。例えば上長が「自宅でもここまでできるように練習してきてください」と告げた場合がそれに該当します。

※個別具体的事案により異なる場合もあります